

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）第196回会合において、「緊急車線維持システムに係る協定規則（第178号）」が新たに採択されたほか、「シート、シートアンカー及びヘッドレストに係る協定規則（第17号）」、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第175号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（ア）協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第17号第11改訂版	⇒ 第17号第12改訂版
第41号第5改訂版	⇒ 第41号第6改訂版
（新設）	⇒ 第126号初版
第173号初版	⇒ 第173号改訂版
第174号初版	⇒ 第174号改訂版
第175号初版	⇒ 第175号改訂版
（新設）	第178号初版

（イ）協定規則第178号の新規採択に伴い、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって3.5t以下のものには、緊急車線維持装置を備えなければならないこととする。

（2）その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和8年1月9日（金）

施 行： 令和8年1月11日（日）。ただし、協定規則第126号に係る部分は、令和8年3月31日（火）。